

令和3年度 福井県立ろう学校部活動に係る活動方針

1. 部活動の意義・目的

部活動は学校教育の一環として実施するものであり、体力・技術の向上と健康の保持増進だけでなく、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係を通じて学習意欲の向上や社会性、自己肯定感、責任感、連帯感などを育むことを目的とする。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

卓球部（中学部・高等部）

(2) 活動時間及び休養日について

①活動時間 学期中 15:50～18:00（冬期 15:50～17:30）

長期休業中等 9:00～12:00

※各活動時間の終わりの時刻は、完全下校時刻とする。

②休養日 学期中 平日1日以上、週休日（土日）1日以上、週2日以上とする。また、週末に大会参加した場合は、休養日を他の週に振り替え、週休日・祝日・振替休日において年間52日以上の休養日を設ける。

長期休業中 学期中に準じた扱いを原則とし、平日に休養日を設けない週がある場合は、週休日の2日間を休養日とする。また、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

③その他

- ・原則として、朝練習は行わない。特別な理由により必要な場合は、生徒の負担にならないように配慮する。
- ・職員会議があるときは休養日とする。
- ・中間考査、定期考査1週間前（週休日を含む）は部活動を行わない。
- ・お盆や年末年始の学校閉庁期間には部活動を行わない。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下のものとする。

- ①中体連および高体連主催の大会
- ②北陸地区ろう学校親善体育大会兼全国聾学校卓球大会予選会
- ③全国聾学校卓球大会（高等部）
- ④その他、校長が参加を許可した大会

3. 指導に当たって

- (1) 生徒の心身の健康管理および事故防止について十分に配慮する。
- (2) 活動日および活動時間等については、生徒の障害の状態や家庭の事情等を考慮し、保護者や関係教員と共通理解を図りながら、生徒の負担にならないよう十分に配慮する。
- (3) 体罰・ハラスメントはいかなる理由があっても決して許されるものではないことを強く認識し、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであり、指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を、保護者に明確に示す。
- (5) 外部指導者等の協力を得る場合には、活動の目標や方針、事故が発生した場合の対応等について、学校、教員、外部指導者等と間での調整や情報共有を十分に行う。